コ ー ド	Ｉ－（1）
所　　管	人事総務部

定　　款

株式会社 ＳＩＧグループ

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社ＳＩＧグループと称し、英文ではＳＩＧ　Ｇｒｏｕｐ　Ｃｏ.,Ｌｔｄ．と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

１．コンピュータソフトウェアの設計及び開発

２．コンピュータソフトウェアパッケージの開発並びに輸入業務及びそれらのパッケージの販売

３．コンピュータ機器とその周辺機器の設計、開発並びに輸入業務及びそれらの機器の販売

４．データ通信システムの開発及び保守の受託、販売並びに輸入業務

５．データ通信システムに係るソフトウェア又は装置の開発、販売並びに輸入業務

６．データ通信システムに係る設備工事の請負

７．前各号に関するリース事業

８．前各号に関する調査、研究、研修及びコンサルティングの受託

９．前各号に掲げたものに付帯する派遣事業

１０．前各号に掲げたものに付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査等委員会

３．会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、１９，５００，０００株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第１０条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（株主総会の招集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１３条　株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１４条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１６条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（電子提供措置等）

第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　　取締役及び取締役会

（員　数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

４　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２４条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２６条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（責任限定）

第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、会社法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議によって、法令の限度内において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第４２３条第１項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第３１条　監査等委員会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３２条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第３３条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会計監査人

（選任方法）

第３４条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）

第３５条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　　計　　算

（事業年度）

第３６条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３７条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第３８条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

３　前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第３９条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

改定　平成　４年１１月２４日
改定　平成　５年　４月　１日
改定　平成　７年　６月２７日
改定　平成　７年１０月　１日
改定　平成　９年　８月　１日
改定　平成１１年　６月２５日
改定　平成１２年１０月３１日
改定　平成１３年　８月２２日
改定　平成１４年　６月２６日
改定　平成１５年　６月２７日
改定　平成１６年　６月２８日

改定　平成１７年　６月２８日
改定　平成１７年１２月　２日
改定　平成１８年　６月２９日
改定　平成１９年　６月２８日
改定　平成２８年　２月１５日
改定　平成２８年　６月２９日
改定　平成２９年　６月２８日
改定　平成２９年　７月１３日
改定　平成３０年　２月２８日
改定　平成３０年　３月　１日
改定　平成３１年　１月　１日
改定　２０２１年　６月２９日
改定　２０２１年１０月　１日
改定　２０２１年１０月　２日
改定　２０２２年　６月２９日
改定　２０２３年　３月　１日